

船舶の排水設備の基準を定める告示

平成十年七月二十一日
運輸省告示第三百八十一号

改正 平成一四年 六月二五日国土交通省告示第 五一九号
平成一六年一二月一三日同 第一五四九号
平成一七年 二月 一日同 第 一二〇号
平成二〇年一二月一二日同 第一四六〇号
平成二一年一二月二二日同 第一三五九号

(排水管の厚さ)

第一条 船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号。以下「規則」という。）第五十三条の排水管（同条第五項ただし書きに規定するものを除く。）は、次表の上欄に掲げる管の呼び径の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚さ以上とすること。

管の呼び径	管の厚さ（ミリメートル）
三二 A	四・五
四〇 A	四・五
五〇 A	四・五
六五 A	四・五
八〇 A	四・五
九〇 A	四・五
一〇〇 A	四・五
一二五 A	四・五
一五〇 A	五・〇
一七五 A	五・三
二〇〇 A	五・八
二二五 A	六・二
二五〇 A	六・三
三〇〇 A	六・三
三五〇 A	六・三
四〇〇 A	六・三
四五〇 A	六・三
備考	
一 管の厚さの負の許容差は、〇・四ミリメートルとする。	
二 この表に規定する呼び径以外の呼び径の管の厚さについては、管海 官庁が適当と認めるところによる。	

(不還弁を設ける排水管の貫通部の位置)

第一条の二 規則第五十三条第五項の告示で定める位置は、上甲板の下方四五〇ミリメートルの位置又は満載喫水線の上方六〇〇ミリメートルのいずれかの位置とする。

(不還弁を設けることを要しない排水管の厚さ)

第二条 規則第五十三条第五項ただし書の告示で定める値は、次表の上欄に掲げる管の呼び径の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

管の呼び径	管の厚さ (ミリメートル)
六五 A	七・〇
八〇 A	七・六
九〇 A	八・〇
一〇〇 A	八・六
一二五 A	九・五
一五〇 A	一一・〇
一七五 A	一一・八
二〇〇 A	一二・五
二二五 A	一二・五
二五〇 A	一二・五
三〇〇 A	一二・五
三五〇 A	一二・五
四〇〇 A	一二・五
四五〇 A	一二・五
備考 一 管の厚さの負の許容差は、〇・四ミリメートルとする。 二 この表に規定する呼び径以外の呼び径の管の厚さについては、管海 官庁が適当と認めるところによる。	

(船楼内の水を排水するための設備)

第二条の二 規則第五十四条の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる要件に適合する放水口を設けること。

イ ウェルに対して開放された船楼に設ける放水口の各舷における全面積が、次の算式で算定した値以上であること。

$$A1b0hs / 2lthw \{1 - (lw / lt) 2\} \text{ (平方メートル)}$$

この場合において、

A1 は、次の算式で算定した値

(1) lt が二〇メートル以下の場合

$$0.7 + 0.035lt \text{ (平方メートル)}$$

(2) lt が二〇メートルを超える場合

$$0.07lt \text{ (平方メートル)}$$

ℓ_t は、 ℓ_w と ℓ_s の和（メートル）

ℓ_w は、開放甲板上にあるウェルの長さ（メートル）

ℓ_s は、開放された船楼内にあるウェルの長さ（メートル）

b_0 は、ウェルに対して開放された船楼端隔壁の開口の幅（メートル）

h_s は、満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第十四条の船楼の標準の高さ

h_w は、上甲板からウェルを形成する甲板までの高さ（メートル）。ただし、 h_w が h_s の二分の一より小さい場合は、 h_w は、 h_s の二分の一とする。

ロ ウェルを形成する開放甲板上のブルワークに設ける放水口の各舷における全面積は、次の算式で算定した値以上であること。

$$A2h_s / 2h_w \text{（平方メートル）}$$

この場合において、

$A2$ は、次の算式で算定した値

(1) ℓ_w が二〇メートル以下の場合

$$0.7 + 0.035\ell_w + a \text{（平方メートル）}$$

(2) ℓ_w が二〇メートルを超える場合

$$0.07\ell_w + a \text{（平方メートル）}$$

ℓ_w 、 h_s 及び h_w は、それぞれ ℓ_w 、 h_s 及び h_w に同じ。

a は修正量として、ブルワークの甲板上の平均高さに応じて次の算式で算定した値

(1) ブルワークの甲板上の平均高さが一・二メートルを超える場合

$$0.04\ell_w (h - 1.2) \text{（平方メートル）}$$

(2) ブルワークの甲板上の平均高さが〇・九メートル以上一・二メートル以下の場合

$$0 \text{（平方メートル）}$$

(3) ブルワークの甲板上の平均高さが〇・九メートル未満の場合

$$-0.04\ell_w (0.9 - h) \text{（平方メートル）}$$

h は、ブルワークの甲板上の平均高さ（メートル）

二 舷弧のない船舶及び舷弧の平均の高さ（満載喫水線規則第二十二條の舷弧の平均の高さをいう。以下同じ。）が標準の舷弧（満載喫水線規則第二十一條の標準の舷弧をいう。以下同じ。）の平均の高さよりも小さい船舶のウェルを形成するブルワークに設ける放水口の面積は、前号の規定により定まる値に次の算式で算定した値を乗じたもの以上であること。

$$1.5 - (S / 2S_0)$$

この場合において、

S は、舷弧の平均の高さ（ミリメートル）

S_0 は、標準の舷弧に対して算定した舷弧の平均の高さ（ミリメートル）

（大量の水を直接船外に排出するための排水管を設ける区域）

第三条 規則第五十五條の告示で定める区域は、旅客船の隔壁甲板の上方の車両区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十八号に規定する車両区域

をいう。以下同じ。)とする。

(放水口の要件)

第四条 規則第五十六条の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 上甲板上及び低船尾楼甲板上においてウェルを形成するブルワークに設ける放水口の各舷における全面積が、ブルワークの長さに応じて次の算式で算定した値以上であること。

イ ウェルにおけるブルワークの長さが二〇メートル以下の場合

$$0.7 + 0.035\ell + a \text{ (平方メートル)}$$

ロ ウェルにおけるブルワークの長さが二〇メートルを超える場合

$$0.07\ell + a \text{ (平方メートル)}$$

この場合において、

ℓ は、ウェルにおけるブルワークの長さ(メートル)。ただし、当該長さが乾舷用船の長さ(満載喫水線規則第四条の船の長さをいう。以下同じ。)の〇・七倍以上の場合、乾舷用船の長さの〇・七倍の値とする。

a は、修正量として、ブルワークの甲板上の平均高さに応じて次の算式で算定した値

(1) ブルワークの甲板上の平均高さが一・二メートルを超える場合

$$0.04\ell (h - 1.2) \text{ (平方メートル)}$$

(2) ブルワークの甲板上の平均高さが〇・九メートル以上一・二メートル以下の場合

$$0 \text{ (平方メートル)}$$

(3) ブルワークの甲板上の平均高さが〇・九メートル未満の場合

$$- 0.04\ell (0.9 - h) \text{ (平方メートル)}$$

この場合において、

h は、ブルワークの甲板上の平均高さ(メートル)

ℓ は、ウェルにおけるブルワークの長さ(メートル)。ただし、当該長さが乾舷用船の長さの〇・七倍以上の場合は、乾舷用船の長さの〇・七倍の値とする。

二 前号に規定する甲板以外の船楼甲板上においてウェルを形成するブルワークの放水口の各舷における全面積は、前号に規定する算式で算定した値の二分の一以上であること。

三 舷弧のない船舶及び舷弧の平均の高さが標準の舷弧の平均の高さよりも小さい船舶のウェルを形成するブルワークに設ける放水口の面積は、前二号の規定により定める値に次の算式で算定した値を乗じたもの以上であること。

$$1.5 - (S / 2S_0)$$

この場合において、

S 及び S_0 は、それぞれ第二条の二第二号の S 及び S_0 に同じ。

四 乾舷用船の幅(満載喫水線規則第七条の船の幅をいう。第七号の表において同じ。)の八〇パーセント以上の幅の甲板室が船体中央部にあり、かつ、船側の通路の幅が一・五メートル以下の平甲板船にあっては、当該甲板室の前後でそれぞれウェルを形

成するものとみなして、前三号の要件に適合すること。

五 船体中央部の甲板室前端部に両船側に達する隔壁を設ける平甲板船にあっては、甲板室の幅にかかわらず、当該隔壁の前後でそれぞれウェルを形成するものとみなして、第一号から第三号までの要件に適合すること。

六 タンカー（満載喫水線規則第二十五条のタンカーをいう。）の暴露甲板上に設けられた高さ三〇〇ミリメートル以上のガッタ材については、本条のウェルを形成するブルワークとみなし、管海官庁が適当と認める放水口を設けたものであること。

七 船楼と船楼の間に連続し、又は管海官庁が連続すると認めるトランク又はハッチ側コーミングが設けられている場合は、放水口の面積とブルワークの面積の比が、トランク又はハッチの幅に応じて次表に掲げる値以上となるように放水口の面積を定めたものであること。

トランク又はハッチの幅	放水口とブルワークとの面積比
〇・四 Bf 以下	〇・二
〇・七五 Bf 以上	〇・一
備考 Bf は、乾舷用船の幅（メートル）	

八 前各号に掲げる要件に適合する放水口の面積については、次のとおりとすること。

イ F0 が F2 以上の場合は、F1 とすること。

この場合において、

F0 は、甲板上を水が横方向に流れることができる有効面積（平方メートル）であって、次の算式で算定した値

$$\sum (\ell_i \cdot h_i - a_i)$$

この場合において、

ℓ_i は、ハッチ間又はハッチと船楼若しくは甲板室間の距離（メートル）

h_i は、ブルワークの高さ（メートル）

a_i は、 ℓ_i 、 h_i 内にある水の流れを妨げる構造物の船体縦断面に対する投影面積（平方メートル）

F1 は、第一号から第六号までの規定により算定した値

F2 は、前号の規定により算定した値

ロ F0 が F1 以下の場合は、F2 とすること。

この場合において、F0、F1 及び F2 は、それぞれイの F0、F1 及び F2 とする。

ハ F0 が F1 を超え、かつ、F2 未満の場合は、次に掲げる算式で算定した値とすること。

$$F1 + F2 - F0$$

この場合において、F0、F1 及び F2 は、それぞれイの F0、F1 及び F2 とする。

九 放水口は、次に掲げるところにより配置されたものであること。

イ 前各号に掲げる要件に適合する放水口の最小面積の三分の二は、ウェルの中で船舶の舷弧の最低点に近い側の半分に配置されること。

ロ 前各号に掲げる要件に適合する放水口の最小面積の三分の一は、ウェルの中で船

船の舷弧の最低に近い側の半分以外の部分にウェルの長さ方向に均等に配置されること。

ハ 暴露した上甲板若しくは船楼甲板に舷弧がない場合又は当該甲板の舷弧が非常に小さい場合は、イ及びロの規定にかかわらず、放水口の面積は、ウェルの長さ方向に均等に配置されること。

ニ 甲板になるべく近い位置に設けられること。

十 放水口の構造は、次の要件に適合するものであること。

イ 四隅に丸みを付けたものであること。

ロ 長さ及び幅がそれぞれ二三〇ミリメートルを超える場合は、約二三〇ミリメートルの間隔で強固な鋼棒を取り付けたものであること。

（載貨扉等の付近の排水）

第五条 甲板上には、載貨扉等から漏えいした水が甲板上に広がるのを防ぐため、舷側水道及び排水管を設けなければならない。

（放水口に設ける戸）

第六条 放水口に設ける戸は次の要件に適合するものとしなければならない。

一 さびによる固着を防ぐために十分な間隙が設けられたものであること。

二 戸のヒンジピン又はベアリングは、耐しよく性材料のものであること。

三 閉鎖状態を保持する装置を設けないこと。

（横傾斜角）

第七条 規則第五十八条第一号の告示で定める値は、五度とする。

（大量の水を直接船外に排出するための排出装置を設ける区域）

第八条 規則第五十九条の告示で定める区域は、次の区域とする。

一 旅客船の隔壁甲板の下方の車両区域

二 貨物船（旅客船及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。次号において同じ。）のロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則第二条第十七号の二に規定するロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）

三 貨物船の車両甲板区域（船舶防火構造規則第十六条第一項第三号に規定する車両甲板区域をいう。）であって前号の区域以外のもの

2 規則第五十九条の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 排水装置の容量は、当該区域に設けられている固定式消火装置の合計容量の一二五パーセント以上であること。

二 排水装置の弁は、前号の固定式消火装置の制御装置の近くの保護された場所の外側から操作できるものであること。

三 各水密区画室において互いの間隔が四〇メートルを超えないように船側に配置されたビルジだめを有すること。

四 排水装置の詰まりを防止する措置が講じられていること。

(船内ビルジだめの容積)

第九条 規則第六十条の告示で定める値は、〇・一七立方メートルとする。

(容積を告示で定める値以上とすることを要しない船内ビルジだめ)

第十条 規則第六十条かっこ書の告示で定めるものは、ビルジを吸引する区画が特に狭い区画その他前条に規定する容積の船内ビルジだめを設けることができない区画に設ける船内ビルジだめとする。

(自動不還弁の設置)

第十一条 規則第六十一条第一項の告示で定める要件は、上甲板上の容易に近づくことができる場所から閉鎖することができる積極閉鎖装置（弁を操作する位置が容易に近づくことができる場所にあり、かつ、当該場所に開閉を示す指示器を備える閉鎖装置をいう。以下同じ。）を備えていることとする。ただし、機関区域に船員を配置する場合にあっては、機関の作動に係る排出管の制御装置は、当該機関区域に備えることができる。

2 船舶の航行中において使用時以外は閉鎖されている排出管にあっては、前項の要件に適合する自動不還弁一個に代えて、甲板上から操作できるねじ締め弁一個とすることができる。

第十二条 船内側の弁に容易に近づくことができる場合であって、船側外板における排出管の船内開口端から満載喫水線までの垂直距離が乾舷用船の長さの百分の一を超えるとときは、前条の要件に適合する自動不還弁一個に代えて積極閉鎖装置を備えない自動不還弁二個を設けることができる。

2 前項の積極閉鎖装置を備えない自動不還弁二個のうち船内側の自動不還弁は、満載喫水線より上方であって航行中に検査のために容易に近づくことができる場所に設けなければならない。ただし、二個の自動不還弁の間に、設置場所において操作することができる仕切り弁を備える場合には、満載喫水線より上方に設けることを要しないものとする。

3 満載喫水線から排出管の船内開口端までの垂直距離が乾舷用船の長さの百分の二を超える場合にあっては、前条の要件に適合する自動不還弁一個に代えて積極閉鎖装置を備えない自動不還弁一個を設けることができる。

4 前条第一項の要件に適合する自動不還弁一個に代えて、上甲板上の容易に近づくことができる場所から操作することができる止め弁一個及び自動不還弁一個を設けることができる。

5 衛生排出管又は排水管が機関区域の船側外板を貫通し船外に導かれる場合には、前条第一項の要件に適合する自動不還弁一個に代えて、当該箇所で作ることができる船側外板の積極閉鎖弁一個及び船内側の不還弁一個を設けることができる。

(不還弁を設ける排出管の貫通部の位置)

第十三条 規則第六十一条第三項の告示で定める位置は、上甲板の下方四五〇ミリメートルの位置又は満載喫水線の上方六〇〇ミリメートルのいずれかの位置とする。

(排出管厚さ)

第十四条 規則第六十一条の排出管（同条第三項ただし書に規定するものを除く。）は、第一条の表の上欄に掲げる管の呼び径の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚さ以上とすること。

(不還弁を設けることを要しない排出管の厚さ)

第十四条の二 規則第六十一条第三項ただし書きの告示で定める値は、第二条の表の上欄に掲げる管の呼び径の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

(排出管の材料)

第十五条 排出管は、鋼又は鋼と同等の材料で造られたものでなければならない。

(ビルジ吸引管の内径等)

第十六条 ビルジ吸引主管、直接ビルジ吸引管及びビルジ吸引支管は、次の算式で算定した値の内径又はこれに最も近い内径を有する標準管としなければならない。ただし、当該標準管の内径が算式で算定した値より一三ミリメートル以上不足する場合には、一ランク大きい標準管としなければならない。

一 ビルジ吸引主管又は直接ビルジ吸引管

$$1.68 \{L (B + D)\}^{1/2} + 25 \text{ (ミリメートル)}$$

この場合において、

L は、規則第一条第三項の船の長さ（メートル）

B は、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号。以下「強度告示」という。）第一条第二項の船の幅（メートル）

D は、強度告示第一条第三項の船の深さ（メートル）

二 ビルジ吸引支管

$$2.15 \{\ell (B + D)\}^{1/2} + 25 \text{ (ミリメートル)}$$

この場合において、

ℓ は、当該ビルジ吸引支管によりビルジを排出する区画の長さ（メートル）

B 及び D は、それぞれ前号の B 及び D に同じ。

2 ビルジ吸引主管の内径は、前項第二号の算式で算定されるいずれのビルジ吸引支管の内径よりも小さくしてはならない。

3 第一項の規定にかかわらず、第十九条第二項及び第三項の規定により機関室の両船側に直接ビルジ吸引口を設ける場合には、直接ビルジ吸引管のうち危急ビルジ吸引管と同じ側に設けられたものの内径は、第一項第二号の算式で算定した値以上とすることができる。

4 第一項の規定にかかわらず、管海官庁がビルジを吸引する区画の大きさを考慮して差し支えないと認める場合には、直接ビルジ吸引管の内径を適当に減ずることができる。

5 第一項の規定にかかわらず、第二十条第一項の規定により船倉の前部及び後部にビルジ吸引口を設ける場合における前部に設けるビルジ吸引支管の内径は、第一項第二号の算式で算定した値の〇・七倍以上とすることができる。

6 第一項の規定にかかわらず、機関室のビルジポンプが専ら機関室のビルジ排出に使用される場合には、ビルジ吸引主管及び直接ビルジ吸引管の内径は、次の算式で算定した値以上とすることができる。

$$\sqrt{2 [2.15 \{ \ell (B + D) \}^{1/2} + 25]} \quad (\text{ミリメートル})$$

この場合において、

ℓ は、機関室の長さ（メートル）

B 及び D は、それぞれ第一項の B 及び D に同じ。

7 ビルジ吸引支管の内径は、五〇ミリメートル以上としなければならない。ただし、小さい区画のビルジ吸引支管にあつては、四〇ミリメートルまで減ずることができる。

8 ビルジ吸引主管と二本以上のビルジ吸引支管を連結するビルジ吸引管の内径の断面積は、ビルジ吸引支管のうちの最も内径の大きい二本の管の内径の断面積の和より大きいものとしなければならない。ただし、当該断面積は、第一項第一号の算式で算定されるビルジ吸引主管の内径の断面積より大きくすることを要しない。

9 船首尾倉又は軸路のビルジ吸引管の内径は、六五ミリメートル以上とすること。ただし、L が六〇未満の船舶にあつては、五〇ミリメートルまで減ずることができる。

（機関室、船倉又は軸路のビルジの排水）

第十七条 機関室、船倉又は軸路のビルジは、次条から第二十六条までに定める基準に従い、動力により排水しなければならない。

（機関室、船倉又は軸路のビルジ吸引管）

第十八条 機関室、船倉又は軸路のビルジの排水は、ビルジ吸引以外の管と別に配管されたビルジ吸引管によらなければならない。

（機関室のビルジの排水）

第十九条 二重底を備えていない機関室のビルジの排水は、次に掲げるところによらなければならない。

一 船の中心線付近に少なくとも二個のビルジ吸引口を有するビルジ管装置によること。

二 前号のビルジ吸引口のうちの一個はビルジ吸引主管に連結されたビルジ吸引支管吸引口とし、他の一個は直接ビルジ吸引口とすること。

2 二重底を備え、かつ、船の両側にビルジ水道を有する機関室のビルジの排水は、両船側にそれぞれビルジ吸引支管吸引口及び直接ビルジ吸引口を有するビルジ管装置によらなければならない。

3 二重底を備え、かつ、当該二重底が船側まで延びている機関室の排水は、両船側にビルジだめ、ビルジ吸引支管吸引口及び直接ビルジ吸引口を有するビルジ管装置によらなければならない。

- 4 前三項の規定は、ボイラ室又は補機室が水密隔壁によって機関室と別に区画されている場合の当該ボイラ室又は補機室のビルジの排水について準用する。ただし、二重底を備える場合の直接ビルジ吸引口の数、は、一個とすることができる。
- 5 第二項又は第三項の規定にかかわらず、機関室に危急ビルジ吸引管を設ける場合であつて、管海官庁がビルジを吸引するポンプの能力等を考慮して差し支えないと認めるときは、危急ビルジ吸引管を設ける側には、直接ビルジ吸引口を設けることを要しない。

（船倉のビルジの排水）

第二十条 長さが三メートルを超える一の船倉を有する船舶の当該船倉のビルジの排水は、船倉の前部及び後部の適当な位置にビルジ吸引口を有するビルジ管装置によらなければならない。

- 2 二重底内底板が船側まで延長されている船倉のビルジの排水は、両船側にビルジ吸引口及びビルジだめを有するビルジ管装置によらなければならない。
- 3 二重底の上面が凹面をなす船倉のビルジの排水は、前項に規定するビルジ吸引口及びビルジだめのほか、船体中心線付近にビルジ吸引口及びビルジだめを有するビルジ管装置によらなければならない。
- 4 船倉のビルジ水道の上に内張板を設ける場合には、船倉内のビルジをビルジ吸引口に導くことができるように適当に設けなければならない。
- 5 冷蔵倉内のビルジだめ及びビルジ水道のごみよけのある部分の防熱剤は、取り外しができるものでなければならない。
- 6 冷蔵倉内のビルジ吸引管の設置してある部分の防熱壁は、必要に応じて取り外しができる構造のものでなければならない。

（軸路のビルジの排水）

第二十一条 軸路の排水は、軸路内の適当な位置にビルジ吸引口及びビルジだめを有するビルジ管装置によらなければならない。

（隔壁階段部等の排水）

第二十二条 隔壁階段部、船首尾倉及び錨鎖庫には、有効なビルジ排水装置を設けなければならない。

（海水の流入等を防止する措置）

第二十三条 ビルジ管装置には、海水が不用意に船外から水密区画室に流入すること及びビルジが不用意に他の水密区画室に流入することを防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 ビルジ排水装置に連結するすべての配流弁箱及び手動弁を容易に近づくことができる場所に設けること。
- 二 ビルジ排水装置に連結するビルジ配流弁箱の弁は、すべて不還弁とすること。
- 2 バラスト管装置には、海水が不用意に船外から水密区画室に流入すること及びバラストが不用意に他の水密区画室に流入することを防止するため、バラスト注排水時以外は

常に閉鎖状態に保持できる開度指示装置付きの止め弁若しくは逆止弁を設けることその他の適切な措置を講じなければならない。

- 3 二重底タンク、船側タンク、ビルジホップタンク又は空所内を貫通するビルジ管は、船舶が座礁し、又は衝突した際に、当該タンク及びビルジ管の損傷により海水が水密区画室に流入することを防止するためビルジ吸引口に近接して逆止弁又は容易に近づくことができる場所から閉鎖することのできる止め弁を設けなければならない。
- 4 水バラスト及び貨物の積載に兼用するディープタンク内に設けるビルジ管装置及びバラスト管装置には、当該ディープタンクに水バラストを積載した際にビルジ管を通じて水バラストが不用意に船外に排出されること及び当該ディープタンクに貨物を積載した際にバラスト管を通じて海水が流入することを防止するため、ブランクフランジ又はスプールピースを設けることその他の適切な措置を講じなければならない。

(ディープタンクを貫通するビルジ管及びバラスト管)

第二十四条 ディープタンクを貫通するビルジ管及びバラストタンク以外のディープタンクを貫通するバラスト管の厚さは、次に掲げるところによらなければならない。ただし、当該バラスト管を水密（当該ディープタンクが油タンクの場合にあっては、油密）のトンネル内に設ける場合は、この限りでない。

- 一 ディープタンク（貨物油タンクを除く。）を貫通するビルジ管及びバラスト管にあっては、管の呼び径に応じて次表に掲げる厚さ以上とすること。

管の呼び径	管の厚さ（ミリメートル）
三二 A	六・三
四〇 A	六・三
五〇 A	六・三
六五 A	六・三
八〇 A	七・一
九〇 A	七・一
一〇〇 A	八・〇
一二五 A	八・〇
一五〇 A	八・八
一七五 A	八・八
二〇〇 A	八・八
二二五 A	八・八
二五〇 A	八・八
三〇〇 A	八・八
三五〇 A	八・八
四〇〇 A	八・八
四五〇 A	八・八
備考	
一 管の厚さの負の許容差は、〇・四ミリメートルとする。	
二 この表に規定する呼び径以外の呼び径の管の厚さについては、管海	

官庁が適当と認めるところによる。

- 二 貨物油タンクを貫通するバラスト管（水バラストを船外に排出する管及び船首隔壁よりも前方のバラストタンクのバラスト管に限る。）及びビルジ管の厚さは、一六ミリメートル以上とすること。
- 三 貨物油タンクを貫通するバラスト管であって前号のバラスト管以外のものの厚さは、呼び径が一〇〇Ａ以上の管にあつては第二条の表、一〇〇Ａより小さい管にあつては第一号の表に掲げる厚さ以上とすること。

（燃料油タンクとバラストタンクを兼用する場合の措置）

第二十五条 燃料油タンクとバラストタンクを兼用する場合は、燃料油タンクと水バラストが混合することを防止するために、燃料油積載時にはバラスト管に、水バラスト積載時には燃料油管に、ブランクフランジ又はスプールピースを設けなければならない。

- 2 燃料油とバラストが混合することを防止するために講じる措置は、前項の規定によるほか、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の定めるところによる。

（ビルジだめに近づくためのマンホール）

第二十六条 船倉のビルジだめに近づくために設けるマンホールは、次の要件に適合するものとしなければならない。

- 一 できる限りビルジ吸引口の近くに設けられたものであること。
- 二 できる限り機関室の前後端隔壁及び内底板を避けて設けられたものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年六月二五日国土交通省告示第五一九号）

この告示は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一三日国土交通省告示第一五四九号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、平成十七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶の排水設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第四条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶の排水設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、前項の規定にかかわらず、当該変更又は改造後は、管海官庁の指示するところによる。

附 則（平成一七年二月一日国土交通省告示第一二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年一月二日国土交通省告示第一四六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十一年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二一年一月二日国土交通省告示第一三五九号）
（施行期日）

1 この告示は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（次項において「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の排水設備の基準を定める告示第八条の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

3 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。